

刻の会団体規約

刻の会会則

第1条（名称） この会は、刻の会と称する。

第2条（事務所） この会の事務所は、大阪市生野区中川東1-9-22に置く。

第3条（目的） この会は、人との交流を通じて、「幸せ」を経済的に精神的に 学び・考え・行動することにより、「本当の幸せ」を手にするを目的とする。

（活動・事業の種類）

第4条（活動・事業の種類） この会は、前条の目的を達成するために修学・ボランティア活動を継続的に実施します。（刻の会組織図をご参照ください。）

第5条（構成員） 第3条及び第4条に賛同する者をもって組織する。

第6条（入会） 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を当会に提出し、当会の承認を得るものとする。

（会費）

第7条（会費） 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

月会費 5400円

入会金 32400円（初回入会時は免除）

（退会）

第8条（退会・登録抹消）

1項 会員は 退会届を当会に前月15日までに提出し任意に退会することができる。

2項 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡したとき。

(2)会費の未納が3ヶ月以上になった時。

3項 会員の言動が当会に相応しく無いと理事会が判断したときは、当会は会員の同意を得ず に登録を取消すことができる。

（役員）

第9条（役員）

1項 この会に次の役員を置く。

(1)理事長 高山 大進

(2)理事 豊川 叶澪子・名倉 駿邱夫・都築 誠

2項 第1項に定める役員は、理事会の互選により選出する。

3項 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条（職務）

1項 理事長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2項 理事は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

（解任）

第11条（解任） 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）

第12条（総会）

1項 この会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2項 総会は、以下の事項について議決する。

(1)会則、事業等の変更

(2)解散

(3)事業報告及び収支予算

(4)役員を選任又は解任

(5)その他会の運営に関する重要事項

第13条（議事録） 総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第14条（理事会）

1項 理事会は理事をもって構成する。

2項 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第15条（事業報告書及び決算） 理事長は、毎事業年度終了後6ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第16条（事業年度） この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条（事務局） この会の事務を処理するため、外部業者に事務業務を依頼する。

（委任）

第18条（委任） この会則に定めのない事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（変更）

第19条（変更） この会則は、理事会において、出席者の4分の3以上の承認がなければ変更できない。

（設立年月日）

第20条（設立年月日） 本会の設立年月日は平成30年9月1日とする。

（規約施行日）

第21条（規約施行日） 本会則は、平成30年9月1日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

大阪府大阪市生野区中川東1-9-22

理事長 高山 大進 郵便 544-0006